

○大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則

令和2年3月26日

大分県規則第16号

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則をここに公布する。

大分県特殊詐欺等被害防止条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、大分県特殊詐欺等被害防止条例（令和元年大分県条例第37号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 個人情報取扱事業者 条例第20条第1項に規定する個人情報取扱事業者をいう。
- (2) 氏名等確認書類 運転免許証、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カード、旅券、国民健康保険被保険者証その他の当該自然人の氏名、住所及び生年月日が記載された書類であって、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日前6箇月以内に作成されたものに限る。）をいう。
- (3) 法人名等確認書類 登記事項証明書、印鑑登録証明書その他の当該法人の名称及び本店若しくは主たる事務所の所在地が記載された書類であって、官公庁から発行され、若しくは発給されたもの又はこれに類するもの（有効期間又は有効期限のある書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日において有効なもの、その他の書類にあつては個人情報取扱事業者が提示又は送付を受ける日前6箇月以内に作成されたものに限る。）をいう。
- (4) 電磁的記録媒体 電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。）に係る記録媒体をいう。
- (5) 書留郵便等 書留郵便若しくは配達記録郵便（その取扱いにおいて引受け及び配達記録をする郵便をいう。）又はこれらに準ずるものをいう。
- (6) 転送不要郵便物等 その取扱いにおいて転送をしない郵便物又はこれに準ずるものをいう。

- (7) 本人限定受取郵便等 その取扱いにおいて名宛人本人若しくは差出人の指定した名宛人に代わって受け取ることができる者に限り交付する郵便又はこれらに準ずるものをいう。
- (8) 特定事項伝達型本人限定受取郵便等 本人限定受取郵便等であって、差出人に代わって名宛人の住所を確認し、名宛人本人から氏名等確認書類又は法人名等確認書類の提示を受け、かつ、当該提示を受けた書類の情報を差出人に伝達する措置がとられているものをいう。
- (9) 電子署名 電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号。次号において「電子署名法」という。）第二条第一項に規定する電子署名をいう。
- (10) 電子証明書 自然人にあつては電子署名法第八条に規定する認定認証事業者が作成した電子証明書（電子署名及び認証業務に関する法律施行規則（平成13年／総務省／法務省／経済産業省／令第2号）第4条第1号に規定する電子証明書をいう。）であつて氏名、住所及び生年月日の記録のあるもの又は電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成14年法律第153号）第3条第1項に規定する署名用電子証明書をいい、法人にあつては商業登記法（昭和38年法律第125号）第12条の2第1項及び第3項の規定に基づき登記官が作成した電子証明書をいう。

（個人データの第三者提供に係る確認の方法）

第3条 条例第20条第1項の規則で定める方法は、次の各号に掲げる相手方（個人データ（条例第20条第1項に規定する個人データをいう。以下この条において同じ。）の提供を受けようとする者をいう。以下この条及び次条において同じ。）の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める方法とする。

(1) 自然人 次のいずれかに掲げる方法

イ 相手方から氏名等確認書類の提示を受ける方法（写真の貼付された氏名等確認書類により確認を行うときは相手方と貼付された写真を照合して確認するものとし、その他の氏名等確認書類により確認を行うときは複数の氏名等確認書類の提示を受けけるものとする。）

ロ 相手方から氏名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所に宛てて、本人限定受取郵便等により個人データ記録文書等（個人データが記録された文書、図画又は電磁的記録媒体をいう。以下同じ。）を送付する方法（個人データを電気通信回線を通じて送信等する方法で相手

方に提供する場合は、あらかじめ、氏名等確認書類又はその写しの送付を受けることに加え、当該氏名等確認書類に記載された相手方の住所に宛てて本人限定受取郵便等により個人データの提供の契約に係る書類を送付する等の適切な方法を併用し、当該氏名等確認書類に記載された相手方と個人データを送信等する受領者が同一であることを確認するものとする。)

ハ 相手方に対して、特定事項伝達型本人限定受取郵便等により個人データ記録文書等を送付する方法

ニ 相手方からの電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を相手方から受信する方法

(2) 法人 次のいずれかに掲げる方法

イ 当該法人の代表者、使用人その他の従業者又は自然人である代理人（以下「代表者等」という。）から法人名等確認書類の提示を受け、かつ、現に当該法人名等確認書類の提示をした代表者等について前号イに掲げる方法により次条第1号に規定する事項を確認する方法

ロ 相手方から法人名等確認書類又はその写しの送付を受けた後、当該法人名等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地（当該法人名等確認書類に支店又は従たる事務所の所在地の記載があるときは、これらを含む。以下この号において同じ。）に宛てて、個人データ記録文書等を書留郵便等により転送不要郵便物等として送付する方法（個人データを電気通信回線を通じて送信等する方法で相手方に提供する場合は、あらかじめ、法人名等確認書類又はその写しの送付を受けることに加え、当該法人名等確認書類に記載された相手方の本店又は主たる事務所の所在地に宛てて書留郵便等により転送不要郵便物等として個人データの提供の契約に係る書類を送付する等の適切な方法を併用し、当該法人名等確認書類に記載された相手方と個人データを送信等する受領者が同一であることを確認するものとする。)

ハ 代表者等からの電子署名が行われた情報の送信を受けて個人データを提供する場合は、当該電子署名に係る電子証明書を当該法人の代表者等から受信する方法

2 相手方が人格のない団体である場合は、当該団体のために現に個人データを受け取るうとする自然人を相手方とみなして、前項第1号の規定を適用する。

(個人データの第三者提供に係る確認事項)

第4条 条例第20条第1項の規則で定める事項は、次の各号に掲げる相手方の区分に応

じ、それぞれ当該各号に定める事項とする。

- (1) 自然人 氏名、住所及び生年月日
- (2) 法人 名称及び本店又は主たる事務所の所在地
(身分証明書)

第5条 条例第21条第2項の身分を示す証明書は、身分証明書（第1号様式）とする。
(意見を述べる機会の付与)

第6条 知事は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、口頭であることを認めた場合を除き、当該公表の対象となる者に対し意見書（第2号様式）の提出を求めるものとする。

- 2 当該公表の対象となる者は、意見を述べるに当たり、証拠資料を提出することができる。
- 3 知事は、条例第23条第2項の規定により意見を述べる機会を与えるときは、当該公表の対象となる者に対し、意見書の提出期限（口頭で意見を述べることを認めた場合は、出頭すべき日）までに相当な期間において、意見の聴取通知書（第3号様式）により通知するものとする。
- 4 前項の規定による通知（口頭で意見を述べることを認めるものに限る。）を受けた者（第6項において「口頭による意見聴取の対象者」という。）は、病気その他やむを得ない理由があるときは、知事に対し、意見の聴取日時等変更申出書（第4号様式）により、意見の聴取の日時又は場所の変更を申し出ることができる。
- 5 知事は、前項の規定による申出を受け、又は職権により、意見の聴取の日時又は場所を変更することができる。
- 6 知事は、前項の規定により意見の聴取の日時若しくは場所を変更したとき、又は第四項の規定による申出を受けた場合で意見の聴取の日時及び場所を変更しなかったときは、速やかに、その旨を意見の聴取日時等決定通知書（第5号様式）により、口頭による意見聴取の対象者に通知するものとする。

(代理人の選任)

第7条 前条第3項の規定による通知を受けた者（以下この条において「当事者」という。）は、代理人を選任することができる。

- 2 当事者は、代理人を選任したときは、代理人選任届出書（第6号様式）を知事に提出しなければならない。
- 3 当事者は、前項の代理人がその資格を失ったときは、代理人資格喪失届出書（第七号

様式) により、その旨を知事に届け出なければならない。

(委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、条例の施行に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この規則は、令和5年5月11日から施行する。